

令和4年分 譲渡所得の申告のしかた

(土地や建物をお売りになった場合)

- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで**です。
なお、還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。
- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和5年3月15日(水)**です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・提出ができます！

作成コーナー

検索

「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

パソコン等から
「作成コーナー」
で検索



申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って
金額など
を入力



申告書を提出

作成した申告書を
e-Tax又は**郵便等**
で提出



納付 又は 還付

- ・口座振替
 - ・電子納税
 - ・クレジットカード
 - ・スマホアプリ納付
 - ・コンビニ等
- で納付



▷詳細はこちら

- 税務署に行かずに申告できます！
- 銀行や税務署の窓口に行かずに納付できます！
- 確定申告期間中は24時間利用できます！

(注) メンテナンス時間を除きます。

- 申告書等の提出は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）を用意すれば、「e-Tax（電子申告）」を利用して行うことができます。
また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）をお持ちでない方でも、e-Taxにより提出することができます。
- 申告書は、e-Taxによる送信のほか、印刷^{*}して郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和5年3月15日(水)）**内となるよう、お早めにご送付ください。
詳しくは、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の1ページをご覧ください。
※ プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。
- 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください！



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ**税務相談チャット**ボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）が自動でお答えします。

▷ご相談はこちら

